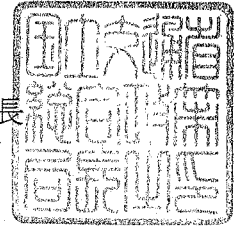




国総収第201号  
平成25年4月5日

岩手県収用委員会会長 殿  
宮城県収用委員会会長 殿  
福島県収用委員会会長 殿

国土交通省総合政策局長



### 東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域において多くの生命や財産が奪われた。国民の生活を支える社会インフラについても大きな被害を受けており、今後の被災地域の復興が迅速に進められるよう努める必要があるところである。

ついては、貴職におかれても、東日本大震災の被災地において、迅速な復興が進められるよう下記の事項につき御留意の上、適正な補償を確保しつつ、円滑な事務処理を図られるよう御配慮をお願いする。

なお、被災地における土地収用制度の活用については、起業者及び事業認定庁あて併せて通知したところであり、参考までに添付する。

### 記

#### 一 収用裁決手続について

##### (1) 指名委員制度の活用

被災地における復興事業の増大により、集中的に案件が発生する可能性があるため、審理に必要な開催回数、時間等を確保し、一部の委員による審理進行が可能な指名委員制度（土地収用法第60条の2）等の活用により、円滑な審理の進行を図ること。

##### (2) 収用委員会事務局の強化

指名委員制度の活用等により円滑な事務処理を図るため、収用委員会事務局において十分な人員を確保するとともに、関係方面からの情報収集等により機動的な対応が可能となる体制の整備を図ること。

### (3) 不明裁決の活用

被災地においては、災害による被害により所有者不明の土地等が見込まれることから、所有者不明の場合には、不明裁決（土地収用法第48条第4項ただし書等）が適切に活用されるようにすること。また、起業者において不明裁決の取扱いについて疑義が生じることのないよう、必要に応じあらかじめ起業者からの問い合わせに応じるなど不明裁決が円滑に活用されるようにすること。

### (4) 裁決手続の迅速化

緊急性の高い事業が増大する見込みとなっていることから、起業者の負担を軽減し、迅速に手続を進めていくため、申請に要する資料等については、受理に当たって必要最小限となるよう、十分吟味すること。また、申請に当たり起業者からの問い合わせに応じるなど裁決手続の迅速化に努めること。

## 二 その他

### (1) 緊急使用制度の適切な活用

被災地において迅速に復旧・復興を進めるに当たって、事業を緊急に施行する必要がある場合については、土地収用法上、緊急使用制度が整備されているので、第123条の規定により、起業者の申立により、収用委員会において適切と判断される場合に、適切に使用を許可することとし、起業者において緊急使用制度を適切に活用することができるよう取り計らうこと。